

○松江市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

令和6年12月20日

松江市規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市伝統的建造物群保存地区保存条例（令和6年松江市条例第90号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、現状変更行為許可申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 設計図及び仕様書
- (4) 現況を撮影したカラー写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定は、条例第6条第1項の許可を受けた行為を変更する場合について準用する。

(現状変更行為の許可の決定等)

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに許可の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により許可をする旨の決定をしたときは現状変更行為許可通知書（様式第2号）により、許可をしない旨の決定をしたときは現状変更行為不許可通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(現状変更行為の完了等の届出)

第4条 条例第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに現状変更行為完了・中止届出書（様式第4号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 許可に係る行為を完了し、又は中止した後の現況を撮影したカラー写真
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （国の機関等の協議の申出）

第5条 条例第8条の規定による協議をしようとする国の機関等（同条に規定する国の機関等をいう。）は、現状変更行為協議申出書（様式第5号）に第2条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（現状変更行為の通知）

第6条 条例第9条の規定による通知をしようとする者は、現状変更行為通知書（様式第6号）に第2条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（規則で定める行為）

第7条 条例第9条の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (2) 砂防法（明治30年法律第29号）による砂防工事の施行又は砂防設備の管理（同法に規定する事項が準用されるものを含む。）に係る行為
- (3) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による地すべり防止工事の施行に係る行為
- (4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）による急傾斜地崩壊防止工事の施行に係る行為

- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条の地域森林計画に定める林道の新設及び管理に係る行為
- (6) 森林法第41条に規定する保安施設事業の施行に係る行為
- (7) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (8) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、修繕又は災害復旧に係る行為
- (9) 自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
- (10) 交通監視塔等道路交通の安全のため必要な施設の設置又は管理に係る行為
- (11) 海岸法（昭和31年法律第101号）による海岸保全施設に関する工事の施行又は海岸保全施設の管理に関する行為
- (12) 港則法（昭和23年法律第174号）による信号所の設置又は管理に係る行為
- (13) 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第3条第1号に掲げる基本施設又は同条第2号イ及びロに掲げる機能施設に関する工事の施行又は漁港施設の管理に係る行為
- (14) 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第1号から第11号までに掲げる港湾施設（同条第6項の規定により同条第5項第1号から第11号までに掲げる港湾施設とみなされた施設を含む。）に関する工事の施行又は港湾施設の管理に係る行為

- (15) 航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識の設置又は管理に係る行為
- (16) 海上交通安全法（昭和47年法律第115号）による信号所の設置又は管理に係る行為
- (17) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第3条から第6条まで及び第8条に基づく行為
- (18) 気象、海象、地象、洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する設備の設置又は管理に係る行為
- (19) 自然公園法（昭和32年法律第161号）による公園事業又は県立自然公園のこれに相当する事業の執行に係る行為
- (20) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (21) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造又は漁業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為
- (22) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第57条第1項の規定により登録された有形文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第90条第1項の規定により登録された有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財、同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物若しくは同法第132条第1項の規定により登録された記念物の保存に係る行為又は島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）若しくは松江市文化財保護条例（平成17年松江市条例第173号）により指定された文化財の保存に係る行為
- (23) 郵便差出箱又は信書便差出箱の設置又は管理に係る行為

(24) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(25) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業又は同法第143条の5第1項に規定する認定鉄塔等提供事業の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。）及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(26) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為

(27) 放送法（昭和25年法律第132号）による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為

(28) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(29) ガス事業法（昭和29年法律第51号）によるガス工作物の設置（液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為

(30) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置又は管理に係る行為

（雑則）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年6月8日松江市規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

現状変更行為許可申請書

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者 住 所

氏 名

（電話 ）

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次の行為に係る松江市伝統的建造物群保存地区保存条例第6条第1項の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

現状変更行為の場所	
現状変更行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
現状変更行為の種類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 除却 ☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更 ☐ その他（ ）
現状変更行為の内容	
設計者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 電話
工事監理者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 電話
工事施工者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 電話

※（添付資料）位置図・配置図・設計図及び仕様書・現況を撮影したカラー写真・その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

現状変更行為許可通知書

指令第 号
年 月 日

錄

松江市長 氏 名 印

年 月 日付で申請のあった行為について、次のとおり許可したので、松江市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり通知します。

現状変更行為の場所	
現状変更行為の種類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 除却 ☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更 ☐ その他（ ）
現状変更行為の内容	
許可の条件	

様式第3号（第3条関係）

現状変更行為不許可通知書

指令第 号
年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった行為について、次の理由により許可しないので、松江市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり通知します。

現状変更行為の場所	
現状変更行為の種類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 除却 ☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更 ☐ その他（ ）
現状変更行為の内容	
不許可の理由	

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、松江市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、松江市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第4条関係）

現状変更行為完了・中止届出書

年 月 日

（あて先）松江市長

届出者 住 所

氏 名

（電話 ）

（法人にあっては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名）

松江市伝統的建造物群保存地区保存条例第6条第1項の許可を受けた行為を完了・中止したので、次のとおり届出します。

現状変更行為の場所	
現状変更行為の種類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 除却 ☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更 ☐ その他（ ）
現状変更行為の内容	
許可番号及び許可年月日	年 月 日 指令 第 号
現状変更行為を完了・中止した年月日	年 月 日
現状変更行為を中止したときはその理由	

※（添付資料）現況を撮影したカラー写真・その他市長が必要と認める書類

（注）この様式中「完了・中止」のうち不要なものを線で抹消してください。

様式第 5 号（第 5 条関係）

現状変更行為協議申出書

年 月 日

（あて名）松江市長

届出者 住 所
氏 名
（電話 ）
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

次の行為に係る松江市伝統的建造物群保存地区保存条例第 8 条の協議をしたいので、関係書類を添えて申し出ます。

現 状 変 更 行 為 の 場 所	
現状変更行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
現 状 変 更 行 為 の 種 類	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 改築 ☐ 移転 ☐ 除却 ☐ 修繕 ☐ 模様替え ☐ 色彩の変更 ☐ その他（ ）
現 状 変 更 行 為 の 内 容	
設計者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 電話
工事監理者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 電話
工事施工者の住所、氏名及び連絡先	住所 氏名 電話

※（添付資料）位置図・配置図・設計図及び仕様書・現況を撮影したカラー写真・その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第 6 条関係）

現状変更行為通知書

年 月 日

（あて先）松江市長

届出者 住 所
氏 名
（電話 ）
〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

松江市伝統的建造物群保存地区保存条例第 9 条の規定により、次のとおり通知します。

現状変更行為の場所	
現状変更行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
現状変更行為の理由	
現状変更行為の内容	
設計者の住所、氏名及び 連絡先	住所 氏名 電話
工事監理者の住所、氏名 及び連絡先	住所 氏名 電話
工事施工者の住所、氏名 及び連絡先	住所 氏名 電話

※（添付資料）位置図・配置図・設計図及び仕様書・現況を撮影したカラー写真・その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第6条関係）